

参 考 資 料

(地方税財政制度研究会)

平成24年9月7日

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の概要

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

- (1) 地方消費税の税率の引上げ
地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

| | 税率 | 消費税率換算(参考) | 消費税と合わせた税率(参考) |
|-------------|---------|------------|----------------|
| 現行 | 100分の25 | 1% | 5% |
| 平成26年4月1日～ | 63分の17 | 1.7% | 8% |
| 平成27年10月1日～ | 78分の22 | 2.2% | 10% |

- (2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化
引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費（ ）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（ ）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

- (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準
引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（ ）。

（ ）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

| | 地方交付税率 | 消費税率換算(参考) |
|---------|--------|------------|
| 現行 | 29.5% | 1.18% |
| 平成26年度 | 22.3% | 1.40% |
| 平成27年度 | 20.8% | 1.47% |
| 平成28年度～ | 19.5% | 1.52% |

3 その他

- (1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

- 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率が3%程度かつ実質の経済成長率が2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づくための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
- この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

- (2) その他
その他所要の規定の整備等を行う。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」より

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

- 1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ハ 消費税法改正の施行（平成26年4月1日）からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。
- ニ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。
- ホ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。
 - (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
 - (2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
 - (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方向的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
 - (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
 - (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の

相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。
- ヘ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。
 - ト 医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。
 - チ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
 - リ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。
 - ヌ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。
 - ル 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
 - ロ 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。
 - ワ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを

行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。

コ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ニ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

6 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

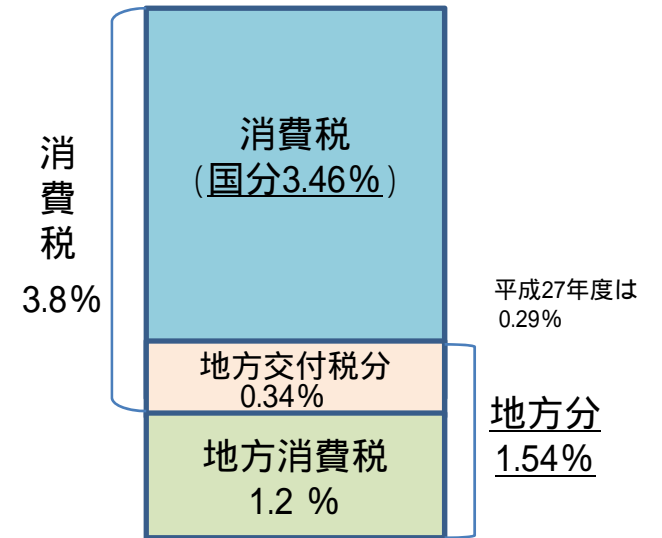
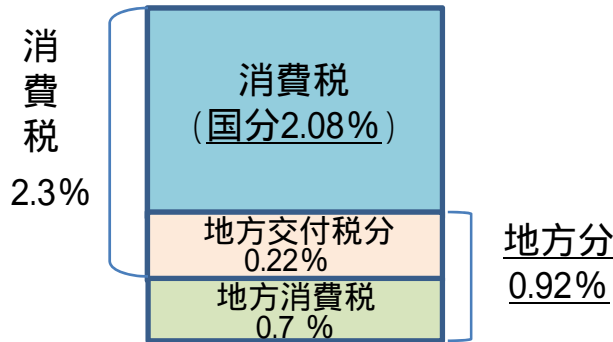
8 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

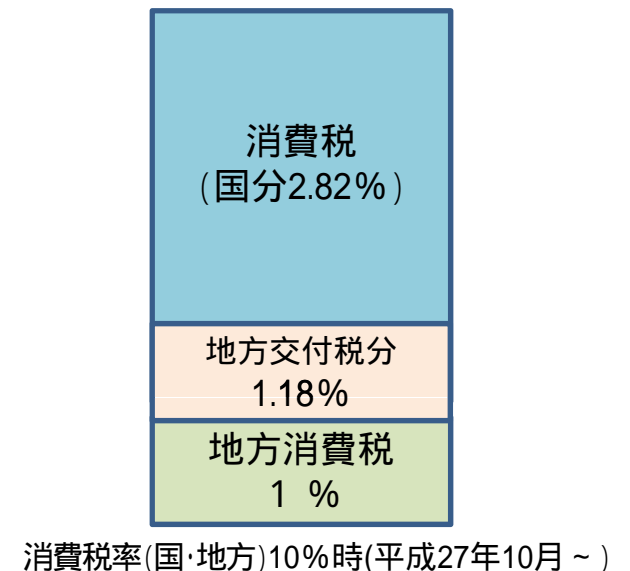
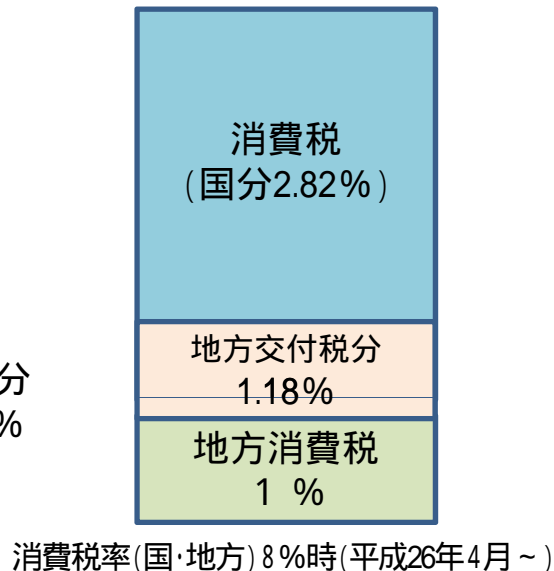
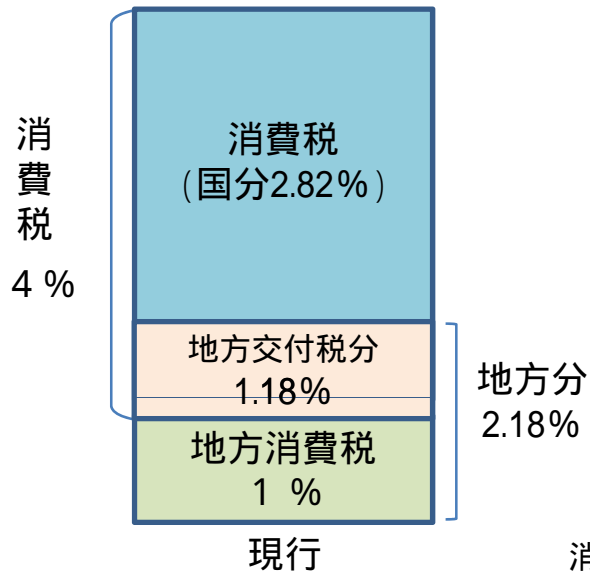
| | | |
|-------|-------|-------------|
| 消費税 | 6.3% |](地方分3.10%) |
| 〔国分 | 4.90% | |
| 〔交付税分 | 1.40% | |
| 地方消費税 | 1.7% | |

| | | |
|-------|-------|-------------|
| 消費税 | 7.8% |](地方分3.72%) |
| 〔国分 | 6.28% | |
| 〔交付税分 | 1.52% | |
| 地方消費税 | 2.2% | |

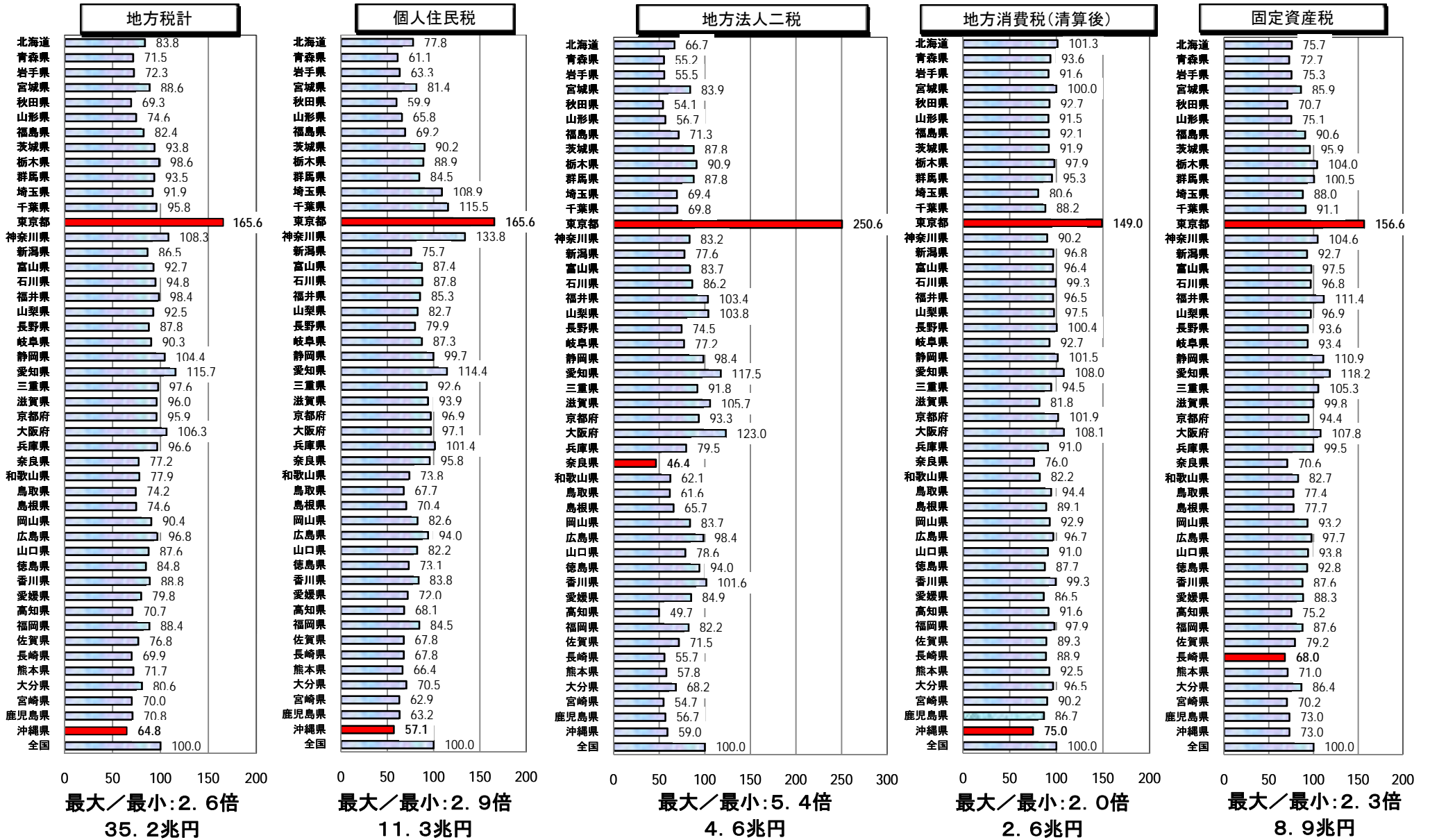
引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)



現行分(国地方の配分と地方分の基本的枠組みを变更しない)



人口一人当たりの税収額の指数(平成22年度決算額)



最大/最小: 2.6倍
35.2兆円

最大/最小: 2.9倍
11.3兆円

最大/最小: 5.4倍
4.6兆円

最大/最小: 2.0倍
2.6兆円

最大/最小: 2.3倍
8.9兆円

「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

富山県資料

社会保障・税一体改革による社会保障関係費の増加が人口比例的に生ずると仮定した場合の試算

< 試算の前提 >

地方消費税増加額 = 地方消費税引上率1.2% × 2兆5,300億円(1%相当額) × 1/2(都道府県分) = 1兆5,200億円

→ 都道府県毎の5年平均決算シェアにより「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

地方消費税引上げによる歳出増加額 = 2兆5,300億円 × 0.76%相当() × 45 / 100(都道府県分) = 8,700億円

→ H22国調人口により「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

()0.76% = 引上げ分(国・地方)5%のうち、

消費税引上げに伴う社会保障支出の増

0.3%相当・・・(「一体改革・広報に関する基本方針」(H24.1.20関係5大臣会合資料)より推計)

機能強化(制度改革に伴う増) 1.0%相当

機能強化(高齢化等に伴う増) 1.0%相当

2.3%(上記 ~ の計) × 1/3(社会保障4経費における地方の負担割合) = 0.76%

| 不交付団体 | | 交付団体 | |
|-----------------------|---------|-----------------------------------|-----------|
| 歳入(A) 地方消費税増加額(1.2%分) | 2,100億円 | 歳入(A) 地方消費税増加額(1.2%分) | 1兆3,100億円 |
| | | 臨時財政対策債の減少() | 5,300億円 |
| | | 計 | 7,800億円 |
| | | 上記の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少 | |
| 歳出(B) 社会保障関係費の増加額 | 900億円 | 歳出(B) 社会保障関係費の増加額 | 7,800億円 |
| (A) - (B) = 1,200億円 | | (A) = (B) | |

地方消費税増加額の基準財政収入額への算入率について

基準財政需要額 = 基準財政収入額 + 普通交付税 + 臨時財政対策債

| | | |
|---------|-------|-----|
| 基準財政需要額 | | |
| 基準財政収入額 | 普通交付税 | 臨財債 |

試算 「地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算」を前提

- ・地方消費税増加額(1.2%分) 1兆3,100億円
- ・臨時財政対策債の減少 5,300億円
- ・社会保障関係費の増加額 7,800億円

社会保障関係費の
増加額7,800億円
(B)

基準財政
収入額への
算入率
75%

| | | | | | |
|---------|-------|--------------|-------------------|------------------------------|----|
| 基準財政収入額 | 普通交付税 | 臨財債 (減少後) | 臨財債減少額 5,300億円 | 基準財政需要 額増加額 4,525億円(A) | 不足 |
|---------|-------|--------------|-------------------|------------------------------|----|

・ 基準財政需要額増加額(A) / 歳出増加額(B) = 58.0%

基準財政収入額増加額(9,825億円)
= 地方消費税増加額 × 75%

基準財政
収入額への
算入率
100%

| | | | | | |
|---------|-------|--------------|-------------------|------------------------------|--|
| 基準財政収入額 | 普通交付税 | 臨財債 (減少後) | 臨財債減少額 5,300億円 | 基準財政需要額増加 額 7,800億円(A) | |
|---------|-------|--------------|-------------------|------------------------------|--|

・ 基準財政需要額増加額(A) / 歳出増加額(B) = 100.0%

基準財政収入額増加額(1兆3,100億円)
= 地方消費税増加額 × 100%

社会保障制度の安定財源確保のため地方消費税を引き上げるにもかかわらず、引き上げ分の地方消費税の基準財政収入額への算入率が75%の場合、社会保障財源が確保されない地方団体が生じる。

地方税財政特別委員会(H24.2.24開催)で出された主な意見

(論点) 地方消費税収と社会保障給付水準の乖離の調整について

地方消費税は地域間の税収の偏在の少ない税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税収を基準財政収入額へ100%算入するとともに、基準財政需要額においても、社会保障に係る地方負担の全額を積み上げるべき。

(論点) 地方消費税の清算基準について

統計数値によっては都道府県別の最終消費を正確に把握できないことから、消費代替指標として「人口」を用いる等の検討を行うべき。

引上げ分の地方消費税収については、用途を明確にし社会保障財源化するとされていることから、清算基準は、社会保障経費負担の実態を反映するような客観的指標(高齢者人口や若年者人口等)を用いるべき。

清算基準の見直しは、あくまで地方税としての性格を維持する範囲にとどめるべき。財政調整を目的とする変更は税理論に沿わない。

地方消費税を社会保障目的の地方共同税と構成し、その配分指標として、高齢者人口や若年者人口を用いることを検討すべき。

(論点) 地方法人特別税等について

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方の自立と分権型社会構築のため地方税の充実を図るという地方分権の基本的な考え方に逆行するものであり、税制の抜本改革において、これまでの全国知事会の主張どおり、直ちに廃止すべき。

今回の消費税・地方消費税の税率引上げは、社会保障財源を確保するための税制改正であり、税源偏在是正の具体的な方策が示されておらず抜本改革とは言えない。地域間の偏在性が小さい地方税体系を構築するための抜本的な見直しが行われるまでは、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を維持し、偏在性を縮小する措置の拡充を行うべき。

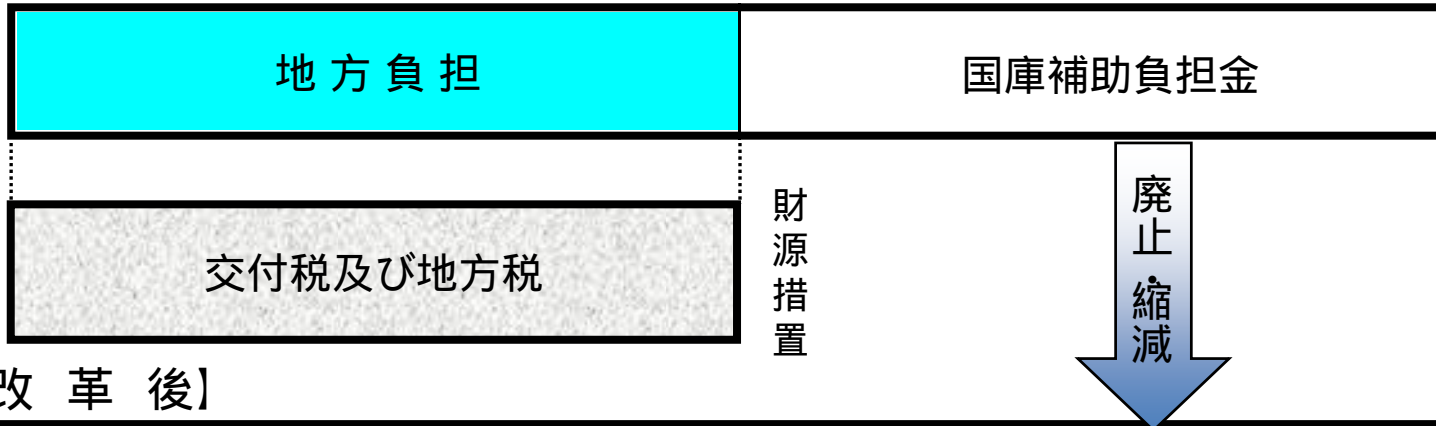
地方の社会保障財源の確保に当たっては、地方税である地方消費税の充実を基本としてきたことから、都道府県間における税収格差が課題となっている。自主財源である地方税の充実強化と税源偏在是正のため、消費税と地方法人課税の税源交換や地方共有税、地方共同税(地方税収の一部を地方自治体の共通財源と位置付け、水平的に調整する仕組み)など新たな手法も含め検討していくべき。

三位一体改革への対応

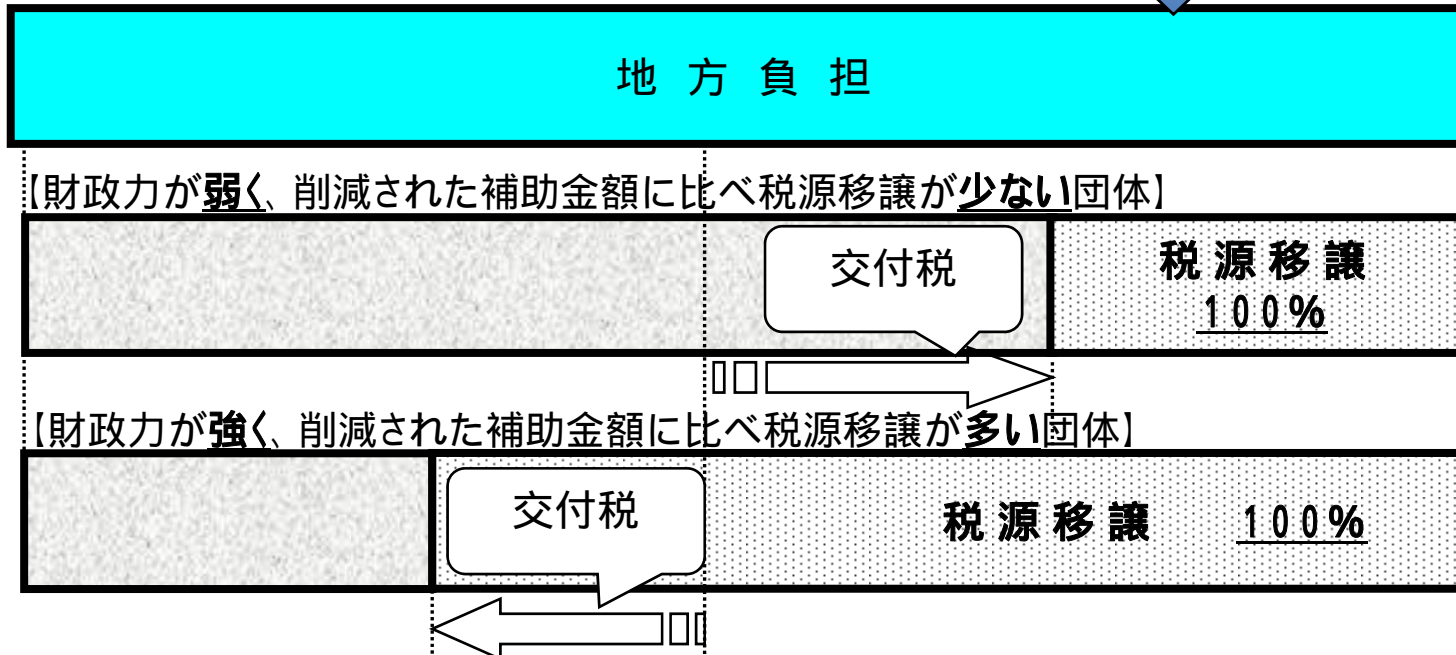
国庫補助金負担の改革に伴う地方負担額を全額基準財政需要額に算入し、税源移譲による増収額を100%基準財政収入額に算入することにより、財政力の格差が拡大しないよう確実に交付税で調整

平成18年度は所得譲与税として税源移譲、平成19年度以降は所得税から個人住民税への税源移譲

【改革前の姿】



【改革後】



格差は拡大しない

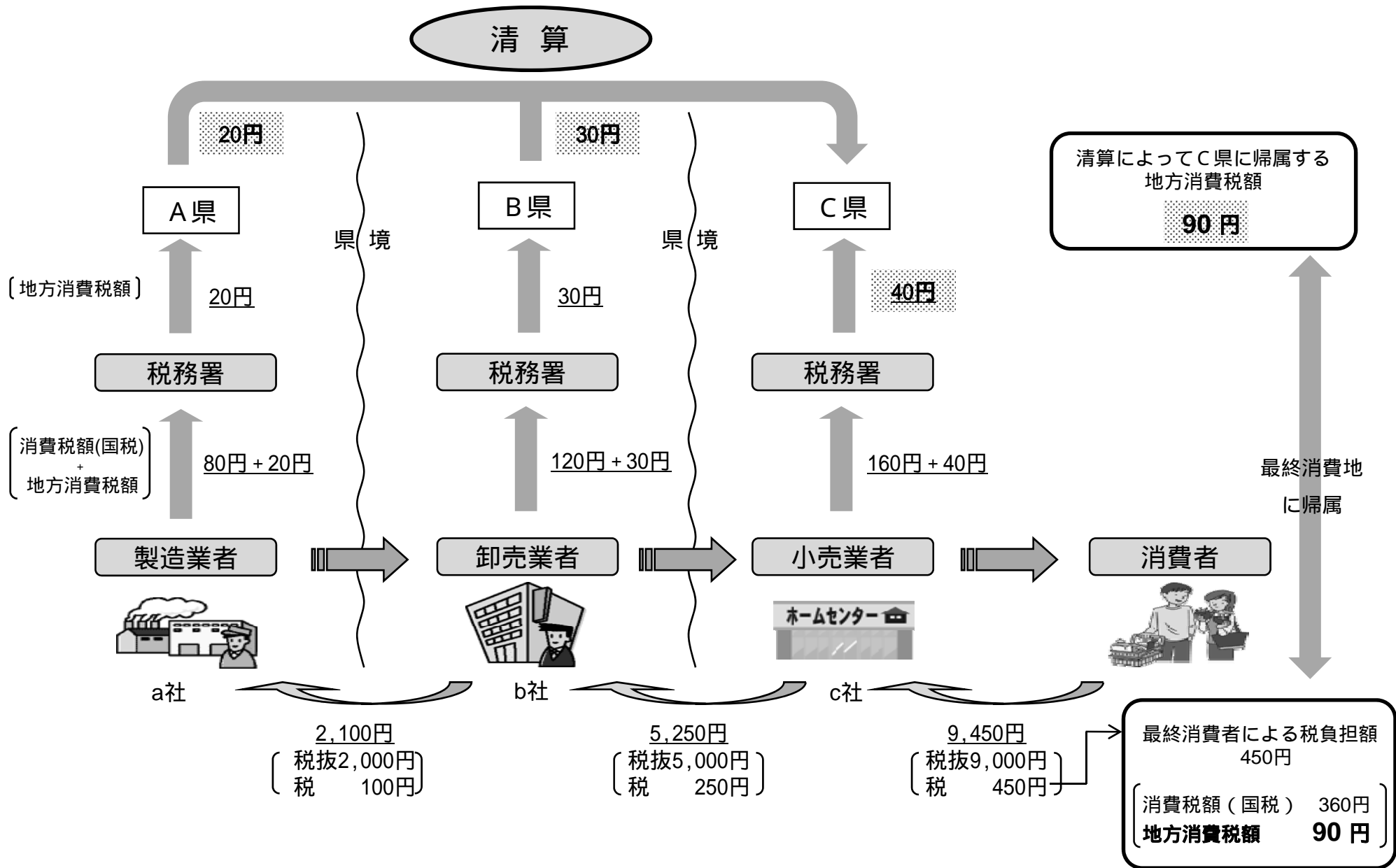
地方消費税の性格と仕組み

- 地方消費税は、消費税と同様の性格を持ち、最終的に消費者に負担を求める税。
- 地方消費税は、付加価値が生じる都度、納税していただく仕組み(多段階型付加価値税)であるため、最終消費地と納税地が一致しない。
- そのため、清算によって、最終消費地と税収の最終的な帰属地を、理論的に一致させている。
- 清算は、消費税の課税システムのもとに、実質上、県境調整を行うものであって、財政調整や偏在是正のために行われるものではない。

(参考: 清算の具体的な仕組み)

- 一旦各都道府県に払い込まれた税収につき、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算。
- 税収の4分の3を「商業統計の小売年間販売額」と「サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額」の合計額で、残りの4分の1を「国勢調査の人口」と「事務所・企業統計の従業者数」であん分して計算。

消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の意義



地方消費税の清算基準について

地方消費税の清算基準に関する研究会報告書(抜粋)H20.4(財)地方自治情報センター

『最終消費』代替指標としての人口

- ・ 清算基準の基礎となる『最終消費』の算出に際し、統計で把握できるものは統計を用いることを原則としつつ、正確に都道府県ごとの『最終消費』が把握できないものについては、ドイツで採られているように消費代替指標として『人口』を用いることも理論的には十分合理的な考え方である。

供給サイドの統計の利用

- ・ 現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費の額を把握する需要サイドの数値との間にはズレがある。
- ・ このズレは正確に補正することができないことから、清算基準に反映させるためには2つの方向性が考えられる。

現在の統計のうち、サービスについては、『最終消費地』=『購入地』と見なせるものの、小売については、『最終消費地』=『居住地』であると見なせることから、『購入地』の購入額を昼間人口で、『居住地』の消費額を夜間人口で代替し、「小売年間販売額」に昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口)で割ることにより補正するという考え方

正確なズレは統計で把握できないことを踏まえ、『居住地』における消費を代替する指標として人口が考えられることから、統計でカバーする範囲を狭め、人口で清算する範囲を広げるにより対応するという考え方

地方税財源の確保・充実等に関する提言（抜粋）

全国知事会 地方税財政特別委員会（H24.7.20）

税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

(3) 地方消費税収と社会保障給付水準の乖離の調整

地方消費税は地域間の税収の偏在の少ない税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、三位一体改革時の取扱いを参考に、引き上げ分の地方消費税について基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引き上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきである。

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入される経済センサスによっては正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

地方税の偏在是正方策について

社会保障・税一体改革大綱(抜粋) <平成24年2月17日 閣議決定>

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

【「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(概要)】(抜粋)

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について(第7条関係)

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方共有税構想について

地方分権の推進に関する意見書(抄) (H18.6.7 地方六団体が内閣・国会に提出)

【提言4】

「地方交付税」を「地方共有税」に
～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せず、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。
 - (1) 名称を以下のとおり変更する。
 - 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
 - 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
 - (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
 - (3) 現在の財源不足(H18年度 8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
 - (4) 3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
 - (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
 - (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
 - (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げる。

「第二期地方分権改革」への提言(抄) < H19.7.13 全国知事会議 >

2 税財政のあり方 ～ 税源移譲の実現 ～

(2) 税源移譲にあたっての地域間の調整

(注)三位一体改革の第二期改革において、国と地方の税収比1:1を実現するため、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲に加えて、さらに6兆円の税源移譲を提言していた。

6兆円程度の税源移譲(注)を現実に進めるにあたっては、税の地域間偏在をどのようにして是正するのが、極めて重要な課題である。

6兆円程度の税源移譲が、地域間格差をより一層拡大させ、かえって地方自治を衰退させる懸念もあることから、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行う必要がある。

ただし、この場合において、税財源の調整が優先され、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられることにより、都市圏と地方圏の間の争いに矮小化されないよう強く求めるものである。

こうした観点から、税源移譲にあたっての地域間の調整については、今後、地方分権改革推進委員会の検討状況を踏まえた全国知事会としての国庫補助負担金等や税源移譲の具体的な方策のとりまとめの中で進めることとなるが、その場合においては次の3点を基本とすべきと考える。

税源の移譲にあたっては、対象税目を偏在度の少ない税目、具体的には地方消費税、住民税とする。

地方税の税目については、可能な限り税源偏在の小さい仕組みとなるよう検討を行うとともに、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直しを行う。

移譲財源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行う。

地方税源の充実強化と税源偏在の是正について～ 緊急提言～ (抜粋)

(全国知事会地方税制小委員会H19.11.7)

2 法人二税の配分見直し論と格差是正のあり方について(抜粋)

現在、国において、東京をはじめとする大都市圏に集中している法人二税について人口等を基準として再配分することによって、地域間の税源偏在を是正しようとする議論が進められている。

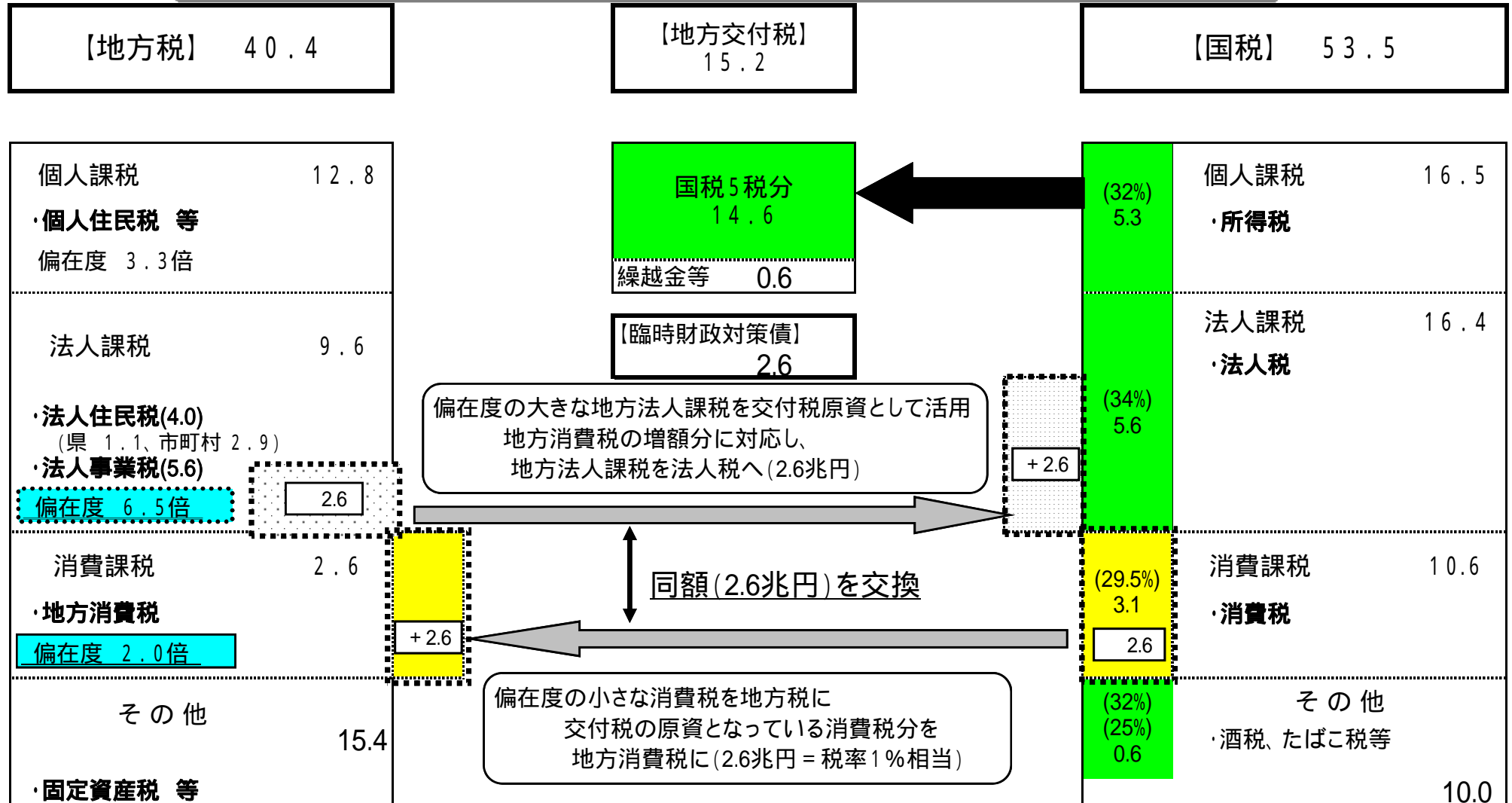
しかし、こうした議論は、地方税である法人二税を、当該地域における企業活動の有無やその実態を問わずに配分しようとするもので、応益負担などの地方税の原則に反するものであると言わざるを得ない。

法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する応益負担や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべきである。

こうした観点からは、税源偏在の是正を国・地方とも税込中立の下で行う場合、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、偏在性が大きく税込の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべきである。

国税と地方税の税源交換のイメージ

(単位:兆円)



注:国は 当初予算、地方は 地方財政計画(ただし、地方税の偏在度は 決算数値)による。
(地方税の偏在度:各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。)

地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見(抜粋)

(地方財政審議会H19.11.16)

第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策 (抜粋)

地方税収全体が増えない中で、早急な地方税収の偏在是正方策が求められている状況においては、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべきである。

税源交換を行った場合、地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する改革となる。

なお、地方税収の偏在是正に関し、偏在の原因は地方法人二税にあることから、その税収を地方税のまま、地方公共団体間で人口等の基準で水平的に配分するべき、との主張がある。地方法人二税は地方公共団体内に存する法人に対して、当該団体が提供する行政サービスとの受益関係に着目して課税する地方税である。

地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張は理論上成立し得ない。

また、地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係を完全に分断するばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損ないかねないことなどにも留意するべきである。

平成20年度予算の編成等に関する建議(抜粋)

(財政制度審議会H19.11.19)

各論 2. 地方財政

(2) 地域間財政力格差の是正(抜粋)

現在の地方法人二税の在り方を抜本的に見直し、例えば、地方法人二税を地方の共同財源として位置付けた上で全国的に再配分するなど、各地域の経済活動の大きさと 税収とができるだけ乖離しないような仕組みとすることが考えられる。

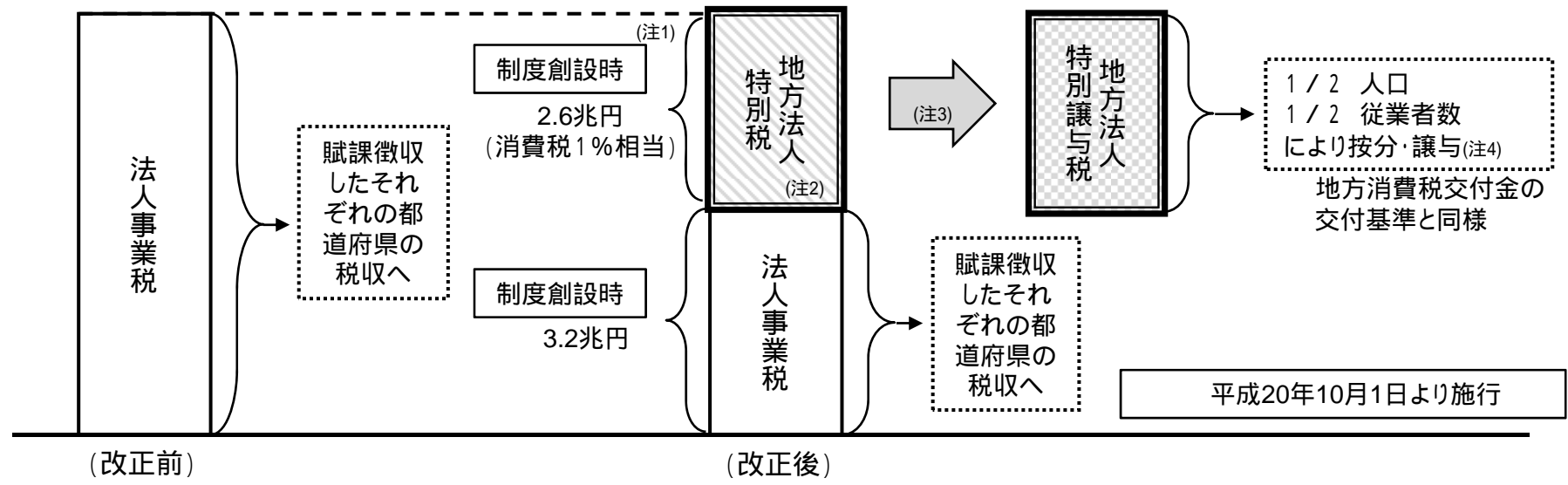
このような方法により、地方の共同財源的な形で地方法人二税を水平的に調整することは、「自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う」という地方分権の本来の姿に一步近づくものであり、分権推進の観点からも真剣に検討されるべきであると考える。

地域間の税収偏在是正のため、偏在度の高い地方法人二税を国税化し、それと同額の国の消費税を地方消費税とすべきとの議論がある。これについては、消費税は、世代間の公平を確保しつつ、今後増大する社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要な税目であることを踏まえる必要があり、地域間格差是正の観点のみから消費税の在り方を検討するべきではないと考える。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人特別税・譲与税のイメージ



(注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成23年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.6兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。
 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

維新がめざす国家像

大阪維新の会の政治理念は「自立する個人」「自立する地域」「自立する国家」を実現することです。そのためには「決定でき、責任を負う民主主義」「決定でき、責任を負う統治機構」の確立と「現役世代の活性化」が不可欠です。

旧来の日本型国家運営モデルの時代は終わりました。今の日本のレベルを維持するには国全体でのオペレーションから地域と個人の創意工夫による活性化が必要です。国民総努力が必要です。

(1) 統治機構の作り直し（抜粋）

【税源の再配置】

国の仕事は国の財布で、地方の仕事は地方の財布で

地方交付税の廃止と地方間財政調整制度（調整がつかない場合は国が裁定）

消費税は地方税に

自治体破綻制度創設

(注)

は維新の会内で今後議論するとした項目

は維新政治塾での専門家の講義を踏まえて議論するとされた項目

地方税財源の確保・充実等に関する提言（抜粋）

全国知事会 地方税財政特別委員会（H24.7.20）

税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、消費税と地方法人課税の税源交換、「地方共有税」の創設、地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

日本再生十二箇条（抜粋） 全国知事会(H24.7.20)

～ 国と地方が協力し、この国の未来を創る ～

我々は、明確な財源に裏打ちされ実現可能な責任ある、「日本再生」を果たす政権公約(マニフェスト)を作成することを求め、以下の十二箇条を世に提言する。

7 国と地方の税財源配分の再構築

住民の生活と安心には、安定した地方税財政の確立が必要。

国と地方の役割分担に応じて税財源の配分を見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方の自主財源を拡充すること。その際、地方一般財源総額を確保し、法定率の引き上げを含め持続可能な地方交付税制度の確立を図ること。

8 21世紀型の「地方自立自治体」の確立

全国一律ではなく、それぞれの地域が自ら制度を選択・決定できる仕組みにより、地域資源を活かし、個性を伸ばすことが、日本全体の成長と再生につながる礎となる。

特定広域連合への出先機関移管を実現する法律を制定すること。更に、国の関与を最小限とした「スーパー総合特区」の実現等規制緩和の推進、地方自治体が自主的に権限と財源を決定できる地方制度の法制化を目指すとともに、道州制を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討すること。

また、臨時財政対策債の発行額を縮減するほか、これからの地方税の充実・強化を見据え、地方が地方税財源のあり方を主体的に決定できる仕組みを検討すること。